

出題意図

設問 1

具体的な事例における捜査方法の適法性を論じる問題である。本件事例においては、誘拐事件において被害者の所在および犯人を知るために、GPSを備えた小型発信機を無断で車の外面に装着し、その信号を継続的に受信・解析することによって、被疑者が自動車を用いてどのように移動しているかを把握する捜査手法が用いられた。GPSを備えた発信機を用いた捜査方法は、刑事訴訟法において明文で規定されているわけではない。したがって、この捜査方法が強制処分であるとすれば、強制処分法定主義(刑訴法 197 条 1 項但書)に反して許されない。

強制処分か任意処分かを分ける基準については諸説があるが、有形力を用いた直接強制(あるいは法律上の義務を課す間接強制)の有無を基準とした伝統的な理解に対し、今日では、被処分者の意思に反して重要な権利・利益が侵害されたか否かを基準とする考え方が判例・通説である(最判昭和 51 年 3 月 16 日刑集 30 卷 2 号 187 頁、最決平成 21 年 9 月 28 日刑集 63 卷 7 号 868 頁など)。

したがって、ここでは、本問における捜査手法が被処分者の重要な権利を侵害かどうかを、具体的事実即して検討することになる。GPSによる意思情報の把握は、定点における写真撮影などとは異なり、個人の位置情報を継続的に把握することにより、その者の行動をつぶさに明らかにしてしまうため、プライバシーに対する制約の度合は極めて高いように思われる。本問では特に、10 日間もの長期にわたり、リアルタイムでモニターし続けている点に留意する必要がある。他方では、自動車の走行経路は公道であってその場にその者がいることを他者が知る機会には常に存在しているともいえる。また、機器の設置にあたって被疑者の財産に対する侵害等は発生していない。これらの諸事情を考慮のうえ、強制にあたるか、任意処分にとどまるかを検討すればよい。

本件捜査が任意処分であるとしても、そのことのみで適法とされるわけではない。判例(最判昭和 51 年 3 月 16 日刑集 30 卷 2 号 187 頁)は、任意処分であっても一定の権利の制約が伴う以上、状況を問わず常に許されるわけではなく、必要性、緊急性を考慮し、具体的事情の下で相当といえる場合にのみ適法とされるとした。本件についても、これらの要件を満たすかどうかの検討が必要である。

本件は誘拐という重大事件に関するものであり、一般的にみても捜査の必要性が高い事案である。そのみならず、本件捜査は未開決事件において、犯人の特定のみならず、被害者の救出を目的として実施されたものであるから、その必要性・緊急性は極めて高いといえよう。他方で、GPSによる長期にわたる継続的な位置情報の把握は、(強制にはわたらないのだとしても)プライバシーに対する大きな制約を伴っている。これらの事情を考慮しつつ、本件の捜査が具体的事情のもとで相当か否かを判断することになる。

設問 2

現行法の下での刑事裁判における審判の対象は、訴因であるとするのが通説である。そうだとすれば、確定判決の既判力は、審判対象である訴因の範囲にしか及ばない。しかし、

刑事裁判における一事不再理効は、確定判決の内容的効力ではなく、被告人とされて実体審理に応じる手続的な負担を重ねて負わせない「二重の危険の禁止」によって根拠づけられる。そして、現行法は検察官に訴因変更の権限を認めているため（刑訴法 312 条 1 項）、被告人は、起訴状記載の訴因のみならず、これと公訴事実の同一性がある範囲の事実についても実体審理に晒される潜在的な危険を負っていることになる。したがって、一事不再理効は、公訴事実の同一性の範囲に及ぶこととなる。